

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日京都市条例第12号）（総合教育センター指導室東山区小中一貫校開設準備室）

京都市立白川小学校、京都市立新道小学校、京都市立六原小学校、京都市立清水小学校及び京都市立東山小学校の小学校5校と、京都市立洛東中学校及び京都市立弥栄中学校の中学校2校をそれぞれ統合し、現在の京都市立洛東中学校の敷地に、新たに小学校及び中学校の施設を一体的に整備するため、次のとおり京都市立洛東中学校の位置を変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
京都市東山区六波羅裏門通東入多門 町155番地	京都市東山区鞘町通正面下る上堀詰 町272番地の1

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地」を「京都市東山区鞘町通正面下る上堀詰町272番地の1」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(総合教育センター指導室東山区小中一貫校開設準備室)